

## 交通局長の給料月額の特例に関する条例案

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年大阪市条例第9号。以下「特別職給与条例」という。）第1条第5号に掲げる職員（交通局長に限る。）の給料の月額は、平成25年4月から平成26年3月までの各月分に限り、特別職給与条例第2条第2項の規定にかかわらず、当該職員が職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）第4条第1項第1号に掲げる給料表の適用を受ける者であると仮定した場合において同条例の規定により決定されるべき給料月額（以下「給料月額」という。）から、給料月額に100分の20を乗じた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

第2条 前条の規定にかかわらず、特別職給与条例第3条第1項の規定による手当及び職員の退職手当に関する条例（昭和24年大阪市条例第3号）第1条の規定による退職手当の額の算定の基礎となる給料の月額は、給料月額とする。

### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月1日提出

大阪市長 橋 下 徹

### 説 明

交通局長の給料の月額の特例措置を講ずるため、条例を制定する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 考)

特別職の職員の給与に関する条例（抄）

(給 料)

第2条 省 略

- 2 前条第1号から第3号まで及び第6号に掲げる職員の給料は、別表によるものとし、同条第4号及び第5号に掲げる職員の給料は、職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号。以下「給与条例」という。）第4条第1項第1号（病院局長にあつては、同項第4号ア）に掲げる給料表の適用を受ける者の例に準じ、市長が定める。